
平成 31 年度における協会員に対する監査計画について

日証協・平成 31 年 3 月 19 日

本協会では、平成 31 年 3 月 19 日に開催された自主規制会議において、平成 31 年度における協会員に対する監査計画について承認決定した。

同監査計画の概要は、以下のとおりである。

平成 31 年度監査計画（要旨）

平成 31 年 3 月 19 日

日本証券業協会

1. 監査の基本的考え方

本協会が実施する監査は、監査対象先の自主的な取組みを尊重しつつ、投資者の保護を図ることを目的として、協会員の内部管理態勢の整備状況及び法令・諸規則の遵守状況等について点検する。

また、監査対象先の業務内容、顧客層及びリスクの状況等に即応した監査手法、監査の重点事項又は監査項目を個別具体的に決定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を実施する。

2. 監査の重点事項

平成 31 年度における監査の重点事項は、適切な投資勧誘及び内部管理態勢の充実・強化を一層推進する必要があること等から、以下のとおりとする。

なお、監査の実施に際しては、単に個別の法令・諸規則違反等の検証にとどまらず、その背後にある内部管理態勢の状況について重点的に点検する。

【会員、特別会員共通】

(1) 内部管理態勢（リスク管理態勢を含む。）の検証

協会員の内部管理態勢の整備・強化の状況について、組織的に取り組まれているか点検する。

(2) 金融商品の投資勧誘・販売態勢の検証

投資者保護の観点から、適合性の原則の遵守状況及び合理的根拠適合性の事前検証の実施状況並びに金融商品の勧誘に当たって商品特性・リスク特性に応じた適切な説明が行われているか、及び行うための態勢ができているかについて、特に高齢顧客及び新規に口座開設を行った顧客に関して重点的に点検する。

なお、顧客本位の業務運営を実現するための施策については、金融商品の投資勧誘・販売態勢を点検する際に、当該施策の実施状況を点検する。

(3) 社債の私募等の取扱い等の検証

私募等の取扱い等による社債の販売については、販売前の発行者等の審査状況、投資勧誘の状況及び販売後の発行者等のモニタリング状況並びに顧客への情報提供の状況について点検する。

【会員のみ】

(1) 顧客資産の分別管理の状況の検証

顧客資産が確実にかつ整然と分別管理されているか点検する。

(2) 財務の健全性に係る検証

自己資本規制比率が低下している等の会員に対しては、財務の健全性について点検する。

(3) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）への取組状況の検証

取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置の実施状況のほか、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（AML／CFT）に係る管理態勢について点検する。

(4) 売買管理態勢等の整備状況の検証

インサイダー取引等の不公正取引の未然防止の観点から、売買管理態勢、内部者登録カードの整備状況及び法人関係情報の管理態勢の状況について点検する。

(5) システム障害への対応態勢の検証

インターネット取引を行っている会員において、システム障害への対応態勢について点検する。

(6) 個人情報の管理状況の検証

特定個人情報を含む個人情報の管理状況について点検する。

2－2．テーマ別監査の実施

協会員の規模・特性を踏まえつつ、必要に応じて、特定のテーマを定め横断的な監査を実施する。

3．監査対象先の選定

監査対象先は単に監査の実施状況（監査周期）のみではなく、以下の状況等を総合的に勘案し、リスクベースで選定することにより、効率的かつ効果的で深度ある監査を行うこととし、必要に応じ機動的に対応することとする。

(1) 自己資本規制比率の状況【会員のみ】

自己資本規制比率が一定の水準（200％）を下回ることとなった会員又は同比率が急激に低下している会員

(2) 各種の情報

オフサイト・モニタリングにより収集した営業・財産の状況又は役員・大株主の状況等の実態について確認する必要がある協会員又は投資者からの苦情や金融商品事故等の多い協会員

(3) 過去の本協会監査及び行政当局による検査等の状況

過去の監査・検査等により処分を受けた協会員又は内部管理態勢について重大な問題点を指摘された協会員

(4) 業務内容、顧客層等の状況

リスクの高い商品を主に扱う協会員やリテール営業の比重の大きい協会員

リテール営業を行っている協会員に対しては、顧客資産の分別管理の状況及び金融商品の投資勧誘の状況等について定期的な点検が必要なことから、原則として3年に1回程度、監査を実施する。

なお、監査実施数については、監査対象先の規模及び支店等への監査の実施状況によって増減するが、会員・特定業務会員 65 社及び特別会員 35 機関を目途とする。

以 上